

○伊勢広域環境組合クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成13年 4月 1日

組合規則第5号

改正 平成17年10月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢広域環境組合クリーンセンターの設置及び管理に関する条例（平成13年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 伊勢広域環境組合クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）の休業日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ予告して変更することができる。

(使用時間)

第3条 クリーンセンターの使用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、管理者が特に必要と認めるとき、臨時に変更することができる。

(使用の許可)

第4条 条例第5条の規定によりクリーンセンターの使用の許可を受けようとする者は、あらかじめクリーンセンター使用許可申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、使用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、クリーンセンター使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

3 前項の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、クリーンセンターを使用する際、関係市町の発行する許可証版、従業員者証を提示しなければならない。

(許可の更新及び変更)

第5条 前条の許可の有効期間は、2年とする。

2 使用者が有効期間の経過後も引き続いてクリーンセンターを使用しようとするときは、前条第1項の規定に準じて更新の手続きをしなければならない。許可事項を変更しようとするときも同様とする。

3 使用者は、許可書を紛失したときは、速やかにクリーンセンター使用許可書再交付申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

4 第2項後段の規定による許可をするときの有効期間は、前有効期間の残存期間とする。

(使用料の納付等)

第6条 使用料は、定例日（料金算定基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）にその日の属する月分をクリーンセンターにおいて発行する計量伝票により集計し算定する。ただし、やむを得ない理由があるとき、又は、定例日が休日に当たるときは、管理者は定例日以外の日に算定をすることができる。

2 使用料金の納期限は、管理者が別に定める納付通知書発行の日から15日以内とする。

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

(投入量の認定)

第8条 し尿運搬車には、計量器を備え付けなければならない。

2 し尿投入量の認定は、トラックスケールの計量数値により管理者が行うものとする。

(投入量の制限並びに停止)

第9条 管理者は、クリーンセンターのし尿処理計画を変更したとき、その他特に必要があると認めるときは、し尿の投入量を制限することができる。

2 管理者は、使用料金が指定期間内に納入されないときは、投入を停止することができる。

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年10月28日組合規則第2号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

クリーンセンター使用許可書再交付申請書

年 月 日

伊勢広域環境組合
管理者

様

住所

申請者

氏名

下記のとおりクリーンセンター使用許可書を紛失したので再交付を受けたく申請します。

記

1. 使用期間 年 月 日から

年 月 日まで

2. し尿投入量 1日平均 kg

3. 使用車両

4. 紛失理由

クリーンセンター使用料減免申請書

年 月 日

伊勢広域環境組合
管理者 様

住 所
申請者
氏 名

下記により使用料を減免願いたく申請いたします。

記

1. 使用日時 年 月 日 時
2. し尿投入量
3. 減免を受けようとする理由